平成２２年（フ）第１５３号
新潟県村上市山居町２丁目11番16号
債務者　瀧澤智恵美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４１号
京都府福知山市字長田250番地　レオパレスグリーングラスⅡ106号
債務者　角谷　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
北海道岩見沢市緑が丘３丁目196番地36
債務者　関　　啓明
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１４５号
北海道夕張市清水沢清陵町75番地の１
債務者　村上　智行
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１４９号
北海道岩見沢市日の出台３丁目３番１号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５１５号
盛岡市川目町16番５号
債務者　鈴木　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５５１号
岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地20番地２　デスパシオⅡ102、申立時の住所岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保25番地107
債務者　玉川　静雄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５６７号
岩手県八幡平市平舘第２地割61番地
債務者　髙橋　久由
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２０号
愛知県岩倉市大山寺町東出13番地　ガーデンハイツＡ106号
債務者　松井　春樹
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４２８号
愛知県岩倉市栄町２丁目60番地　栄町ハイツ101号
債務者　加茂美也子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４３３号
愛知県一宮市神山１丁目10番１号　神山ビル903号
債務者　安藤　眞理
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４３９号
愛知県一宮市城崎通５丁目30番地
債務者　森山　勝人
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０７号
兵庫県加東市上滝野401番地　サンハイツ125号
債務者　中本運輸こと　中本　武二
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３１８号
香川県高松市浜ノ町18―６　シーパレス浜ノ町401号室、住民票上の住所香川県丸亀市土居町２丁目15番14―107号　佐久間アパート４棟
債務者　大森　一則（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３２２号
香川県高松市中野町15番18号
債務者　井上　清美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６０号
香川県東かがわ市松原770番地11
債務者　村上　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１００号
福岡県行橋市中央３丁目６番５―601号セフティワン
債務者　山内　政則
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係